

介護事業運営の適正化に関する有識者会議名簿

- (座長) 遠藤 久夫 学習院大学経済学部教授
- 狩野 信夫 東京都福祉保健局高齢社会対策部長
- 神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 小島 通 愛知県健康福祉部長
- 木間 昭子 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会理事
- 小山 秀夫 静岡県立大学経営情報学部長
- 櫻井 敬子 学習院大学法学部教授
- 山本 憲光 弁護士

(五十音順、敬称略)

介護事業運営の適正化に関する有識者会議の議論の経過

第1回（平成19年7月19日）

- 事業者規制の現状について
- 株式会社コムスの不正事案について

第2回（平成19年8月24日）

- 介護事業運営の適正化に関するヒアリング
ヒアリング先：社団法人全国老人福祉施設協議会
有限責任中間法人日本在宅介護協会
有限責任中間法人全国介護事業者協議会
日本介護支援専門員協会
日本労働組合総連合会
保険者代表（宮城県仙台市）

第3回（平成19年10月5日）

- 株式会社コムスの事業譲渡について
- 自由討議

第4回（平成19年10月24日）

- 論点整理について

第5回（平成19年12月3日）

- 報告書とりまとめ

平成19年9月10日現在

平成19年4月10日付け通知に基づく
広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所
監査実施結果について

1 監査実施事業所数 2, 177 事業所

2 行政処分等の状況

① 事業所の指定取消又は指定取消相当 46 事業所
 ・ 指定取消又は指定取消相当通知済 45 事業所
 ・ 今後指定取消の手続をとる予定 1 事業所

〔 うち、
 (株)コムスンについては、
 ・ 指定取消又は指定取消相当通知済 37 事業所 〕

② 改善勧告 191 事業所
 ・ 改善勧告済 140 事業所
 ・ 今後改善勧告の手続をとる予定 51 事業所

〔 うち、
 (株)コムスンについては、
 ・ 改善勧告済 115 事業所 〕

3 返還金等の状況

① 指定取消又は指定取消相当に該当する返還

指定取消又は指定取消相当の事業所数 46 事業所
 うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 45 事業所
 返還予定額 18億2918万円

〔 (株)コムスンについては 37 事業所
 うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 37 事業所
 返還予定額 12億4296万円 〕

② 指定取消又は指定取消相当以外の返還

・ 返還予定事業所数及び返還予定額ともに精査中

※ 指定取消相当とは、「指定取消処分前に事業所の廃止届が提出され
 取消処分に至らなかったもの」をいう。

訪問介護サービス事業所が不正な手段により
指定申請を行ったことの法的取扱いの考え方

【適用の考え方】

- ① 不正な手段による指定申請は、取消処分の対象となり、その取消処分によって、同じ法人が運営する他の訪問介護などの居宅サービス事業所において新規指定及び更新が受けられなくなる。

- ② 今回の事案については、取消処分手続き中に事業所の廃止届が提出されたため、取消処分の対象がなくなり、処分が行われなかった。

しかし、今回の行為は不正行為であるため、指定・更新の欠格事由である「不正又は著しく不当な行為」に該当することとなり、同じ法人が運営する他の介護サービス事業所は、すべての介護サービスにおいて新規指定及び更新が受けられない。

なお、①、②ともに法人のみならず、当該法人の役員についても他の介護サービス事業所の役員又は申請者になれない。

(参考条文)

介護保険法（抄）

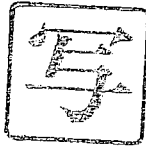
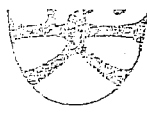
第七十条

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号（略）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

六 申請者が、第七十七条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

九 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

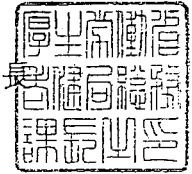
※指定の更新については法第七十条の規定が準用される



老総発第0606001号
老計発第0606001号
老振発第0606001号
老老発第0606001号
平成19年6月6日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

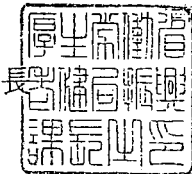
厚生労働省老健局総務課長



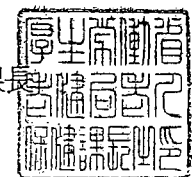
計画課長



振興課長



老人保健課長



株式会社コムスの不正行為への対応等について

各都道府県において実施している指定訪問介護事業所に対する監査において、本年6月5日までに、株式会社コムスの全国8事業所で「不正の手段により指定を受けた」という指定取消処分相当の事実が確認された。株式会社コムスは、これ

らの8事業所すべてについて、監査の実施中や指定取消処分手続中に廃止届を提出しており、取消処分が行われるまでには至っていない(別添1)。

しかしながら、平成18年4月以降に指定申請を行った青森県内の不正事案(別添2)及び兵庫県内の不正事案(別添3)については、平成18年4月に施行された改正介護保険法の規定に照らし、指定又は許可及び更新の欠格事由に該当することから、株式会社コムスのすべての事業所において介護サービス事業者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の29第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)に関する指定又は許可及び更新をしてはならないこととなるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、改正介護保険法の関連条文の解釈及び運用方針並びに利用者の介護サービス確保のためにお願いしたい内容は下記のとおりであるが、今後の事態の推移に応じて追加的な通知等を発出する可能性がある旨を念のため申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 株式会社コムスの事業所に対する指定又は許可及び更新の運用について

(1) 本件に関する法令の適用関係

株式会社コムスが青森県内の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所において不正の手段により指定の申請をしたという事実(以下「青森県の不正事実」という。)及び兵庫県内の指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所において不正の手段により指定の申請をしたという事実(以下「兵庫県の不正事実」という。)により、株式会社コムスは、別添4の表の左欄に掲げる介護サービスの種類ごとの区分に応じ、同表の1欄及び2欄に掲げる同法の条項に規定する介護サービス事業者の指定又は許可及び更新の欠格事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者」に該当すると解されること。

(2) 法令の適用に伴う効果

都道府県知事及び市町村長は、株式会社コムスについて、

- ① 青森県の不正事実の発生日である平成18年7月4日から5年を経過する日(平成23年7月4日)

② 兵庫県の不正事実の発生日である平成18年12月7日から5年を経過する日
(平成23年12月7日)

のいずれか遅い日(平成23年12月7日)まで、指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所のみならず、すべての介護サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援、第48条第1項に規定する指定施設サービス等、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス及び第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。)に係る介護サービス事業者としての指定又は許可及び更新をしてはならないこと。

(3) 適用期間に係る留意点

今後、平成18年12月8日以降の不正行為があった場合等には、(2)に掲げる期間が変更されること。

2 株式会社コムスンの事業所に対する指定の取消の運用について

青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実は、別添5の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表中欄又は右欄に掲げる同法の条項に規定する介護サービス事業者の指定又は許可の取消事由である「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした」者に該当すると解され、すべての介護サービス事業所について指定の取消を行うことができることとなる。

しかしながら、今回明らかになった事実のみをもって、株式会社コムスンの他の事業所について直ちに取り消さなければならないということではなく、個別の事業所ごとに監査を行い、事実確認を行った上で個別に判断すべきものであること。

3 株式会社コムスンの役員等であった者が別法人の役員等又は申請者である場合の取扱について

青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に関して、別添4の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表3欄に掲げる規定における「役員等」に該当する者は、青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に係る申請書において役員の記載欄に氏名が記載された者並びに青森県の不正事実及び兵庫県の不正事実に係る指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所の管理者であると解されること。

したがって、

① 青森県の不正事実に係る役員については青森県の不正事実の発生日である

平成18年7月4日から5年を経過する平成23年7月4日までの間、

- ② 兵庫県の不正事実に係る役員等については兵庫県の不正事実の発生日である平成18年12月7日から5年を経過する平成23年12月7日までの間

は、これらの役員等が、別の法人の役員等又は申請者である場合には、別添4の表の左欄に掲げるサービスの種類ごとの区分に応じ、同表の3欄に掲げる欠格事由に該当するため、当該介護サービス事業者の指定又は許可及び更新をしてはならないこと。

4 利用者への介護サービスの確保策について

(1) 事業所の更新時期到来までの介護サービス提供等について

介護サービス事業者には、法令に基づき、正当な理由なく介護サービスの提供を拒んではならず、また、介護サービスの提供が困難な場合には、他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならないなどの義務が課せられている。

したがって、都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスの各事業所に対して、介護サービス事業者として法令を遵守させ、各事業所の更新時期到来までの間は、利用者の求めに応じて介護サービスを提供するよう適切に指導をされたいこと。

(2) 事業所の更新時期到来時における介護サービスの確保について

都道府県知事又は市町村長においては、株式会社コムスの各事業所が、更新時期の到来するまでの間に、介護サービス利用の移行が円滑に行われるよう、同社の各事業所に対して介護サービス利用の移行のための計画を作成させ、適切に履行させるなど必要な指導を行うこと。

また、都道府県知事又は市町村長は、介護サービス利用の移行が円滑に行われ、利用者のサービス利用に支障が生じることのないよう、地域包括支援センターなどを活用して、利用者からの相談に応じ、あるいは他の事業者との調整を行うなど、利用者の介護サービスの確保に努めること。

(3) 株式会社コムスの介護サービス利用者に対する周知について

都道府県知事及び市町村長においては、株式会社コムスの介護サービス利用者の安心を確保するために、①同社の事業所は、少なくとも平成20年3月31日までの間は、引き続き介護サービスを提供することができること、②同社に対して事業所の更新時期の到来時までには他の事業者の紹介等の措置を講じさせ、利用者の介護サービス利用に支障を生じさせないよう指導を行うことなどについて、同社の介護サービス利用者に対して周知を図られたいこと。

5 事業者に対する法令遵守の再徹底及び広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査の継続について

「介護サービス事業者の法令遵守の徹底について」（平成19年4月10日付け老総発第0410001号、老振発第0410001号厚生労働省老健局総務課長、振興課長連名通知）において通知したとおり、介護サービス事業者に対する制度の周知及び法令遵守の徹底を図るとともに、引き続き広域的に事業を展開する指定訪問介護事業者への監査を実施していただきたいこと。

全国の監査結果における（株）コムスの介護サービス事業所の指定取消相当の事例
（平成19年6月5日現在）

	県名	事業所のサービス種別	指定年月日	監査実施日	行政処分に相当する内容及び理由		廃止届出日
					内容	理由	
1	東京都	訪問介護	16. 11. 1	19. 2. 1	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
2	東京都	訪問介護	17. 2. 1	19. 2. 2	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
3	東京都	訪問介護	17. 5. 1	18. 12. 26 19. 2. 5	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 3. 23 (聴聞通知発出前)
4	岡山県	訪問看護	18. 2. 1	19. 1. 22	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 2 (聴聞通知発出後)
5	青森県	訪問介護	18. 7. 26	19. 4. 12 19. 4. 13 19. 4. 25	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 7 (聴聞通知発出前)
6	東京都	訪問介護	17. 4. 1	19. 5. 16	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 16 (聴聞通知発出前)
7	群馬県	訪問介護	16. 4. 1	19. 5. 10 ～ 5. 15	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 21 (聴聞通知発出後)
8	兵庫県	訪問介護	19. 1. 1	19. 5. 21	指定取消 (77条1項8号)	不正な手段による指定申請	19. 5. 21 (聴聞通知発出前)

「(株) コムスン弘前城東ケアセンター」について

- 1 事業所名 (株) コムスン弘前城東ケアセンター
- 2 申請年月日 訪問介護事業所 平成18年7月 4日
介護予防訪問介護事業所 平成18年7月 4日
- 3 指定年月日 訪問介護事業所 平成18年7月26日
介護予防訪問介護事業所 平成18年7月26日
- 4 経緯
- ① 平成19年4月12日 青森県内のコムスン6事業所、ニチイ学館10
～13日 事業所に対し監査実施。その際に「コムスン弘
前城東ケアセンター」において、指定申請時に
記載のあった非常勤の訪問介護員について、指
定申請時からの雇用実態が確認できなかった。
- ② 平成19年4月25日 当該訪問介護員に対し、聴き取り調査を実施し、
指定申請時から雇用実態がない事実を確認。
- ③ 平成19年5月2日 聴聞通知起案
- ④ 平成19年5月7日 ・聴聞通知決裁、発送準備。
・「コムスン弘前城東ケアセンター」事業所廃止
届書が提出され受理。(廃止年月日 平成19
年5月1日)(※聴聞通知は送付せず。)
・平成18年8月分～平成19年4月分の介護報
酬返還を指導。
- ⑤ 平成19年5月25日 (株)コムスンあて監査結果の通知

(取消相当となった条項)

訪問介護事業所 . . . 法第77条第1項第8号(不正の手段によ
る指定を受けたとき)

介護予防訪問介護事業所 . . . 法第115条の8第1項第8号
(不正の手段による指定を受けたとき)

【参 考】
介護保険法(抜粋)

第77条(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サ
ービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指
定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を
受けたとき。

第115条の8(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予
防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてそ
の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指
定を受けたとき。

「(株) コムスン豊岡立野ケアセンター」について

- 1 事業者名 (株) コムスン豊岡立野ケアセンター
- 2 申請年月日 訪問介護事業所 平成18年12月7日
介護予防訪問介護事業所 平成18年12月7日
- 3 指定年月日 訪問介護事業所 平成19年 1月1日
介護予防訪問介護事業所 平成19年 1月1日
- 4 経緯
- ① 平成19年5月21日 ・監査実施。指定申請時において訪問介護員3名のうち2名が、同社の経営する他の事業所(姫路)に勤務する職員であったことが判明。
- ② 平成19年5月21日 ・「コムスン豊岡立野ケアセンター」事業所廃止届書が提出され受理。
(廃止年月日平成19年5月21日)
- ③ 平成19年6月 1日 ・指定申請時のコムスン豊岡立野ケアセンターの管理者から指定申請時から当該訪問介護員2名について勤務実態がない事実を記載した調書提出。
- ④ 平成19年6月 4日 ・当該訪問介護員2名に聴き取り調査を実施し、勤務実態がない旨確認。
- ⑤ 平成19年6月 4日 (株)コムスンあて監査結果の通知
- (取消相当となった条項)
- 訪問介護事業所 --- 法第77条第1項第8号(不正の手段による指定を受けたとき)
- 介護予防訪問介護事業所 --- 法第115条の8第1項第8号(不正の手段による指定を受けたとき)

【参考】
介護保険法(抜粋)

第77条(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第四十一条第一項本文の指定を受けたとき。

第115条の8(指定の取消し等)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第五十三条第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

八 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第五十三条第一項本文の指定を受けたとき。

「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為」の指定又は許可及び更新の欠格事由

サービスの種類	1 欄(指定の欠格事由(申請者))	2 欄(指定更新の欠格事由(申請者))	3 欄(指定の欠格事由(役員等))
指定居宅サービス事業者	第 70 条第 2 項第 9 号	第 70 条の 2 第 4 項において第 70 条の規定を準用	第 70 条第 2 項第 10 号及び第 11 号
指定地域密着型サービス事業者	第 78 条の 2 第 4 項第 8 号	第 78 条の 11 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 78 条の 2 第 4 項第 9 号口
指定居宅介護支援事業者	第 79 条第 2 項第 7 号	第 79 条の 2 第 4 項において第 79 条の規定を準用	第 79 条第 2 項第 8 号口
指定介護老人福祉施設	第 86 条第 2 項第 6 号	第 86 条の 2 第 4 項において第 86 条の規定を準用	第 86 条第 2 項第 7 号口
介護老人保健施設	第 94 条第 3 項第 9 号	第 94 条の 2 第 4 項において第 94 条の規定を準用	第 94 条第 3 項第 10 号及び第 11 号
指定介護療養型医療施設	第 107 条第 3 項第 8 号	第 107 条の 2 第 4 項において第 107 条の規定を準用	第 107 条第 3 項第 9 号及び第 10 号
指定介護予防サービス事業者	第 115 条の 2 第 2 項第 9 号	第 115 条の 10 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 2 第 2 項第 10 号及び第 11 号
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第 115 条の 11 第 2 項第 8 号	第 115 条の 19 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 11 第 2 項第 9 号口
指定介護予防支援事業者	第 115 条の 20 第 2 項第 7 号	第 115 条の 28 において第 70 条の 2 の規定を準用	第 115 条の 20 第 2 項第 8 号口

「居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為」による指定又は許可の取消事由

サービスの種類	事業者	役員等
指定居宅サービス事業者	第 77 条第 1 項第 10 号	第 77 条第 1 項第 11 号及び第 12 号
指定地域密着型サービス事業者	第 78 条の 9 第 13 号	第 78 条の 9 第 14 号
指定居宅介護支援事業者	第 84 条第 1 項第 11 号	第 84 条第 1 項第 12 号
指定介護老人福祉施設	第 92 条第 1 項第 11 号	第 92 条第 1 項第 12 号
介護老人保健施設	第 104 条第 1 項第 10 号	第 104 条第 1 項第 11 号及び第 12 号
指定介護療養型医療施設	第 114 条第 1 項第 11 号	第 114 条第 1 項第 12 号及び第 13 号
指定介護予防サービス事業者	第 115 条の 8 第 1 項第 10 号	第 115 条の 8 第 1 項第 11 号及び第 12 号
指定地域密着型介護予防サービス事業者	第 115 条の 17 第 12 号	第 115 条の 17 第 13 号
指定介護予防支援事業者	第 115 条の 26 第 10 号	第 115 条の 26 第 11 号